

公 示

真鍮屑売払契約希望募集要領

分任契約担当官陸上自衛隊船岡駐屯地
第416会計隊長 佐 藤 秀 樹

真鍮屑売払契約を希望する者は、下記により応募して下さい。

1 公募に付する事項

件 名	規 格	単位	数量	履行期限	履 行 場 所
真鍮屑ほか6件	別紙第1「内訳書」のとおり			契約後の調整による	陸上自衛隊 船岡駐屯地

2 売払に関する条件等

別紙第2「売払条件書」に示す条件を満たすこと。

3 参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の買受け」の東北地域の競争参加資格を有している者であつて「A」、「B」又は「C」に格付けされた者。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 第5号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会計法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64号第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められている場合。

(8) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者の参加は認めない。

(9) 公募しようとする品目について、小火器弾薬の薬きょうの製造又は加工を行っている者であること。

4 公募参加申込みに関する手続き等

(1) 申込先及び参加表明書提出先

宮城県柴田郡柴田町大字船岡字大沼端1-1

陸上自衛隊船岡駐屯地

電話：代表0224-55-2301(内線352)

FAX：直通0224-55-2304

(2) 申込受付期間

令和8年9月4日(金)～9月17日(木)10時00分まで

(直接提出する場合は休日を除く。)

(3) 提出書類

公募参加を希望する者は、別紙第3の「公募参加申込書」により次の事項を証明する資料を添え、1部持参又は郵送すること。

ア 競争参加資格審査結果通知書(写し)

イ 本事業又は類似する事業の受注実績一覧表(直近の過去5年間における最新の5件、5件に満たない場合は該当する全件とする)

ウ 破碎設備等及び体制等を証明する証明(図面、組織図、動員計画、安全体制等)

エ 武器等製造法第5条第1項第2号に準ずる保管設備を証明する図面

オ 武器等製造法第11条第1項に準ずる保管規定

カ 下請業者に業務の一部を委託する場合は、下請(予定)企業一覧表

5 提出資料の審査等

(1) 技術資料の提出者は、担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

(2) 技術資料の提出者は、担当者から調査のための協力依頼があった場合には、事業所等への立ち入りを含め業態調査に協力しなければならない。

6 審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

7 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口 陸上自衛隊船岡駐屯地 第416会計隊契約班

イ 時間 直接持参する場合は休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで、ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日(休日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日(休日を除く。)以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 応募に当たっての留意事項

応募者は応募にあたり次の(1)から(6)について同意した上で応募するものとする。

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。
- (2) 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
- (3) 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
- (4) 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
- (5) 提出資料は、原則として返却しないものとする。
- (6) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

9 その他

その他の細部については、電話等にて問い合わせして下さい。

陸上自衛隊船岡駐屯地 契約班

電話 0224-55-2301 内線352

FAX 0224-55-2304

担当 齋 藤